

平成18年5月

太宰府市歴史と文化の環境税に関する答申

太宰府市税制審議会

税制審議会委員名簿

本答申の審議に参加した委員は、次のとおりです。

委 員	水 谷 守 男
	福 浦 幾 已
	外 園 令 明
	世 利 洋 介
	三 宅 明 治
	岩 元 憲 三
	馬 場 宣 彦
	有 吉 征 介
	大江田 信 寧
	不二川 宏
	宮小路 賀 宏
	森 田 利 七
	藤 田 百合子
	飯 田 一 丸
	馬 場 哲 郎



平成 18 年 5 月 9 日

太宰府市長 佐 藤 善 郎 様

太宰府市税制審議会

会長 馬場 哲



「太宰府市歴史と文化の環境税」について（答申）

平成 18 年 4 月 13 日付け 18 太税第 7 号で諮問があった「太宰府市歴史と文化の環境税」について、太宰府市税制審議会規則（平成 13 年規則第 3 号）第 2 条の所掌事務に基づき慎重な審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

太宰府市歴史と文化の環境税条例（平成 14 年条例第 9 号）は、本市の「歴史とみどり豊かな文化のまちづくり」を推進するために平成 15 年 5 月 23 日に施行され、3 年の適用期間を迎えるとしている。

本税は条例第 1 条の趣旨に定めるように、太宰府市固有の歴史的文化遺産及び観光資源等の保全と整備を図り、環境にやさしい「歴史とみどり豊かな文化のまち」を創造するために設けられた。本来この税は、この歴史的文化遺産を後世に継続するためにも、来訪者へ協力していただくことが大きな目的である。

審議会において、まず、本税が施行された 3 年間で約 1 億円の自主財源が確保できたこと、また、貴重な税収の使途については運営協議会で審議されて、19 件の各種事業に目的税的普通税として概ね有効に使われていることを確認した。

太宰府市歴史と文化の環境税について

（太宰府市歴史と文化の環境税条例（平成 14 年条例第 9 号）附則第 2 項に基づく適用期間「市長は、この条例の施行後 3 年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」について）

今回の審議会の過程で、次の共通認識を持つことができた。

- ① 将来のまちづくりのための財源の確保の必要性があること。

②現行の環境税の徴収のあり方では公平性が必ずしも徹底されていないこと。

また、平成18年3月に市当局により実施された市民・納税者・事業者の意識調査では、市民の46.7%が継続、35.8%が見直して継続の意向であった。これは、市民の多くが評価していることを示している。

しかし、一方では、納税者73.1%、事業者の84.2%が廃止の意向である。この点も重く受け止めなければならない。

将来のまちづくりのための財源確保については、本税を継続する案と市民自らまちづくりに参画することになる寄附による基金制度の二つの案が提言された。

審議会委員の意見としては、必ずしも、本税の継続について共通の認識を得るまでには至っていない。しかし、市民の意向、将来のまちづくり財源の必要性、これまでの運用面での一定の成果等は重視しなければならない。

したがって現状にあっては、次の事項を付して「継続」と判断するに至った。

この答申が、太宰府市の今後のまちづくりの一助になれば幸いである。

(付記事項)

一、「来訪者や事業者の理解、制度上の公平性」等を回避するために、本税を廃止し、それに替わる基金制度の提案「大宰府みらい基金」については、時代の趨勢から「協働のまちづくり」という趣旨を踏まえた提案として受け止め、早急の検討課題であると判断する。

一、本税の運営にあっては一定の成果を挙げているが、今後はより精度の高い成果の評価を取り入れ、貴重な税収の使途を明確にし、納税者に開示することが望まれる。現状においては、運用面で使途が拡散し、納税者にとって税の効果を分かりにくくしている面は否定できず、今後の課題である。

一、本税が正常に機能するためには、納税者と特別徴収義務者の協力が前提であり、市当局にとっては、両者に協力と理解を求める努力が必要である。